

札幌市公共ます設置業務仕様書 新旧対照表

	現行	改訂	改訂内容
第1章 総則 1-1 適用	<p>1. この札幌市公共ます設置業務仕様書（以下「ます仕様書」という。）は、札幌市下水道河川局事業推進部（以下「事業推進部」という。）が、「札幌市公共ます設置業務実施要領」に基づき委託する業務に係る役務契約書（以下「契約書」という。）、「下水道業務委託契約約款（公共ます設置・管路保全関係）」及び設計図書、指示書等の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 契約図書は相互に補完し合うものとし、下水道業務委託契約約款（公共ます設置・管路保全関係）（以下、ます契約約款という）及び設計図書及び指示書等のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p>	<p>1. この札幌市公共ます設置業務仕様書（以下「ます仕様書」という。）は、札幌市下水道河川局事業推進部（以下「事業推進部」という。）が、「札幌市公共ます設置業務実施要領」に基づき委託する業務に係る役務契約書（以下「契約書」という。）、「下水道業務委託契約約款（公共ます設置業務用）」及び設計図書、指示書等の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 契約図書は相互に補完し合うものとし、下水道業務委託契約約款（公共ます設置業務用）（以下、ます契約約款といふ）及び設計図書及び指示書等のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p>	訂正
1-2 用語の定義	<p>27. 完了検査とは、検査員がます契約約款第 30 条（検査）、第 31 条（委託料の支払）、に基づいて受託者が契約内容に適合した履行をなしたかどうかを確認することをいう。</p> <p>28. 部分完了検査とは、検査員がます契約約款第 31 条（委託料の支払）、に基づいて受託者が契約内容に適合した履行をなしたかどうかを確認することをいう。</p> <p>29. 検査員とは、ます契約約款第 30 条（検査）第 3 項、第 31 条（委託料の支払）の規定に基づき、完了検査及び部分完了検査を行うために受託者が定めた者をいう。</p>	<p>27. 完了検査とは、検査員がます契約約款第 31 条（検査及び引渡し）、第 32 条（委託料の支払）、に基づいて受託者が契約内容に適合した履行をなしたかどうかを確認することをいう。</p> <p>28. 部分完了検査とは、検査員がます契約約款第 32 条（委託料の支払）、に基づいて受託者が契約内容に適合した履行をなしたかどうかを確認することをいう。</p> <p>29. 検査員とは、ます契約約款第 31 条（検査及び引渡し）第 2 項、第 32 条（委託料の支払）の規定に基づき、完了検査及び部分完了検査を行うために受託者が定めた者をいう。</p>	訂正

	現行	改訂	改訂内容
1-19 業務監督員による検査 (確認を含む)及び立会い等	5. 受託者は、ます契約約款第8条(業務監督員)第2項第3号、第12条(使用材料の品質及び検査等)又は第13条(業務監督員の立合い及び業務記録の整備等)第1項若しくは第13条第2項の規定に基づき、業務監督員の立会いを受け、材料検査(確認を含む)に合格した場合にあっても、ます契約約款第16条(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)及び第30条(検査)に規定する義務を免れないものとする。	5. 受託者は、ます契約約款第8条(業務監督員)第2項第3号、第12条(使用材料の品質及び検査等)又は第13条(業務監督員の立合い及び業務記録の整備等)第1項若しくは第13条第2項の規定に基づき、業務監督員の立会いを受け、材料検査(確認を含む)に合格した場合にあっても、ます契約約款第16条(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)及び第31条(検査及び引渡し)に規定する義務を免れないものとする。	訂正
1-22 完了検査	1. 受託者は、ます契約約款第30条(検査)の規定に基づき、業務完了届(様式1-10)及び契約書に定める各形質・規格別単価に出来高数量を乗じて得た合計額(少数以下切捨て)(業務集計書(様式8-1及び8-2))等を成果品とともに業務監督員に提出しなければならない。	1. 受託者は、ます契約約款第31条(検査及び引渡し)の規定に基づき、業務完了届(様式1-10)及び契約書に定める各形質・規格別単価に出来高数量を乗じて得た合計額(少数以下切捨て)(業務集計書(様式8-1及び8-2))等を成果品とともに業務監督員に提出しなければならない。	訂正
1-23 業務の部分完了	2. 受託者が業務の出来高に応じた精算を行う場合は、ます契約約款第30条(検査)の規定に基づき、業務部分完了届(様式1-10)及び契約書に定める各形質・規格別単価に出来高数量を乗じて得た合計額(少数以下切捨て)(業務集計書(様式8-1及び8-2)による)等を必要成果品とともに業務監督員に提出しなければならない。 3. 受託者は、ます契約約款第30条(検査)に規定する部分完了の確認の請求を行った場合は出来形部分等に係る検査を受けなければならない。 4. 受託者は、ます契約約款第31条(委託料の支払)に基づく部分完了の請求を行う場合は、前項の検査を受ける前に工事の進捗状況を業務監督員に報告し、確認を受けなければならない。	2. 受託者が業務の出来高に応じた精算を行う場合は、ます契約約款第31条(検査及び引渡し)の規定に基づき、業務部分完了届(様式1-10)及び契約書に定める各形質・規格別単価に出来高数量を乗じて得た合計額(少数以下切捨て)(業務集計書(様式8-1及び8-2)による)等を必要成果品とともに業務監督員に提出しなければならない。 3. 受託者は、ます契約約款第31条(検査及び引渡し)に規定する部分完了の確認の請求を行った場合は出来形部分等に係る検査を受けなければならない。 4. 受託者は、ます契約約款第32条(委託料の支払)に基づく部分完了の請求を行う場合は、前項の検査を受ける前に工事の進捗状況を業務監督員に報告し、確認を受けなければならない。	訂正

	現行	改訂	改訂内容
1-3 6 提出書類	<p>1. 受託者は、提出書類を本仕様書の様式集等に基づいて、業務監督員に提出しなければならない。これに定めのないものについては、業務監督員の指示する様式によるものとする。受託者は、業務の着手及び部分完了・完了にあたり、次の書類を監督員に提出しなければならない。これに定めのないものについては、業務監督員の指示する様式によるものとする。</p> <p>※ 主任技術者（監理技術者）は、特定共同企業体において構成員ごとに配置すること。また、業務代理人補は、3現場以上の同時稼動時に常駐できるように2名以上配置すること。なお、主任技術者は業務代理人又は業務代理人補を兼ねることができる。</p>	<p>1. 受託者は、提出書類を本仕様書の様式集等に基づいて、業務監督員に提出しなければならない。これに定めのないものについては、業務監督員の指示する様式によるものとする。受託者は、業務の着手及び部分完了・完了にあたり、次の書類を監督員に提出しなければならない。これに定めのないものについては、業務監督員の指示する様式によるものとする。</p> <p>※ 主任技術者は、特定共同企業体において構成員ごとに配置すること。また、業務代理人補は、3現場以上の同時稼動時に常駐できるように着手時において2名以上配置すること。なお、主任技術者は業務代理人又は業務代理人補を兼ねることができる。</p>	訂正
1-3 7 天災及びその他の不可抗力による損害	<p>1. 受託者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害がます契約約款第28条（不可抗力による損害）の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに損害発生通知書により業務監督員に通知するものとする。</p> <p>2. ます契約約款第28条（不可抗力による損害）第2項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害」とは、「第2章 工事現場管理等安全管理」及びます契約約款第25条（臨機の措置）に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等の受託者の責任によるとされるものをいう。</p>	<p>1. 受託者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害がます契約約款第29条（不可抗力による損害）の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに損害発生通知書により業務監督員に通知するものとする。（</p> <p>2. ます契約約款第29条（不可抗力による損害）第2項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害」とは、「第2章 工事現場管理等安全管理」及びます契約約款第26条（臨機の措置）に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等の受託者の責任によるとされるものをいう。</p>	訂正
第2章 工事現場 安全管理 2-1 事故防止	<p>1. 受託者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、ます契約約款第27条（第三者に及ぼした損害）によって処置するものとする。</p>	<p>1. 受託者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、ます契約約款第28条（第三者に及ぼした損害）によって処置するものとする。</p>	訂正